

平成27年度第1回門真市障がい者地域協議会一会議録

開催日時：平成27年7月17日(金)午後2時

開催場所：門真市保健福祉センター 4階
会議室2・3

■会議次第

- 1 開会
- 2 議題
 - (1) 委員の紹介（会長・副会長の選任について）
 - (2) 平成26年度相談支援事業実績報告について
 - (3) 障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組について
 - (4) 門真市第3期障がい福祉計画の進捗状況について
 - (5) 門真市障がい者地域協議会の構成及び役割と活動状況について
 - (6) 障害者差別解消法施行に係る取組について
- 3 その他
- 4 閉会

■配布資料

<事前配布>

協議会次第

協議会委員名簿

資料1 門真市障がい者基幹相談支援センター えーる 実施状況

資料2 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 実施状況

資料3 門真市障がい者相談支援事業所 あん 実施状況

資料4 障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組について

資料5 門真市第3期障がい福祉計画の進捗状況について

資料6-1 門真市障がい者地域協議会の構成及び役割と活動状況について

資料6-2 門真市障がい者地域協議会のネットワーク図

門真市情報公開条例（抜粋）

審議会等の会議の公開に関する指針（抜粋）

門真市附属機関に関する条例

門真市附属機関に関する条例施行規則

<当日配布>

協議会委員名簿（修正版）

座席表

障害者差別解消法に関するリーフレット

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

門真市障がい者基幹相談支援センター えーる 事業所パンフレット

地域生活支援拠点施設北河内区域（仮称）利用者募集説明会のご案内

■出席者

委員： 小寺委員、香西委員、藤江委員、五十野委員、福田委員、岡村委員、松村委員、
脊戸委員、白木原委員、野志委員、中井委員、東野委員、松田委員、宮口委員

事務局： 保健福祉部障がい福祉課 北倉課長、橋課長補佐、池尻課長補佐、奥谷主任
保坂主任

傍聴者： 1名

■会議内容

事務局： 本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

ただ今から、平成27年度第1回門真市障がい者地域協議会を開催させていただきます。私は、本日の司会を担当させていただきます障がい福祉課課長補佐の池尻と申し上げます。どうぞよろしく願い申し上げます。

失礼して、座って司会進行させていただきます。

会議の公開につきましては、本協議会において、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、原則公開の承認をいただいておりますので、公開といたします。なお、本協議会での会議録につきましては、門真市情報公開条例第6条各号に掲げる不開示情報に該当する情報について十分配慮した上、前文筆記で作成いたします。また、この会議録は、不開示情報除いて公開するものとなりますのでご了承下さい。各委員等の氏名等につきましても情報公開の請求があった場合、公開することがありますので、ご了承下さい。

また、本協議会での会議録につきましては、審議会等の会議の公開に関する指針第7条に基づき、協議会の終了後、2週間以内に作成いたします。

それでは、早速会議に入らせていただきます。

事務局： ここで委員の出席状況について事務局より報告させていただきます。

事務局： 本日の出席委員は、15名中13名でございます。

門真市附属機関に関する条例施行規則第5条第2項により、委員の過半数以上が出席していただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

事務局： 次に、本日の会議資料等についてご確認をお願いします。

本日配布させて頂いております資料は、

協議会委員名簿（修正版）

座席表

障害者差別解消法に関するリーフレット

門真市第3次障がい者計画冊子

門真市第4期障がい福祉計画冊子

門真市障がい者基幹相談支援センター えーる 事業所パンフレット

地域生活支援拠点施設北河内区域（仮称）利用者募集説明会のご案内

なお、各計画の冊子につきましては、すでにお渡ししているものですので、会議中の参考資料としてご使用になり、お持ち帰りにならないようお願いいたします。

なお、新たに委員になられた方につきましては、お持ち帰り頂くようお願いいたします。

次に事前に郵送しております資料は、

協議会次第

協議会委員名簿

平成 26 年度相談支援事業実績報告としまして、

資料 1 門真市障がい者基幹相談支援センター えーる 実施状況

資料 2 門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エス 実施状況

資料 3 門真市障がい者相談支援事業所 あん 実施状況

資料 4 障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組について

資料 5 門真市第 3 期障がい福祉計画の進捗状況について

資料 6 - 1 門真市障がい者地域協議会の構成及び役割と活動状況について

資料 6 - 2 門真市障がい者地域協議会のネットワーク図

門真市情報公開条例(抜粋)

審議会等の会議の公開に関する指針(抜粋)

門真市附属機関に関する条例

門真市附属機関に関する条例施行規則

でございます。不足等ありましたら、お知らせください。

事務局： それでは、議題 1、委員の紹介に参ります。

本日は平成 27 年度第 1 回目の会議でございます。

今年度は、新たに任期 2 年の委員を委嘱する年にあたりますので、委員名簿の順にご紹介をさせていただきます。

種智院大学 教授 小寺 鐵也(こてら てつや)様

門真市医師会 理事 香西 孝純(こうざい たかすみ)様

門真市社会福祉協議会 課長 藤江 冬人(ふじえ ふゆと)様

門真市民生委員児童委員協議会 副会長 五十野 文子(いその ふみこ)様

門真市障がい福祉を考える会 代表 福田 章男(ふくだ あきお)様

大阪府中央子ども家庭センター 企画情報室 総括主査

松村 由貴(まつむら ゆき)様

門真市障がい者相談支援事業所 あん所長 脊戸 京子(せと きょうこ)様

大阪府立守口支援学校 校長 白木原 亘(しらきはら わたる)様

門真公共職業安定所 統括職業指導官 野志 秀憲(のし ひでのり)様

門真市身体障害者福祉会 会長 中井悌治(なかい ていじ)様

門真市手をつなぐ育成会 理事長 東野弓子(ひがしの ゆみこ)様

門真クラブ・合同スタッフ会議 代表 松田 琴美(まつだ ことみ)様

門真市福祉事務所長 宮口 康弘(みやぐち やすひろ)

ありがとうございました。

なお、晋栄福祉会 総合施設長 岡村 美範(おかむら よしのり)様は少し遅れて来られます。

また、大阪府守口保健所 地域保健課長 阪口 浩二(さかぐち こうじ)様は、欠席でございます。

事務局： 次に事務局職員の紹介をいたします。

障がい福祉課長の北倉でございます。

同じく課長補佐の橋でございます。
同じく主任の奥谷でございます。
同じく主任の保坂でございます。
よろしく願いいたします。

事務局：今年度新たに委員の委嘱を実施いたしましたので、本協議会の進行を行っていただく会長につきましても新たに選任が必要となります。

また、門真市附属機関に関する条例施行規則第4条に、「協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名ずつ置き、委員の中から互選する。」とありますので、会長・副会長が選任されるまでの間、障がい福祉課長の北倉が議長として、会議を進行させていただきたいと存じます。

事務局：それでは、会長・副会長を選出いただくまでの間、会議を進行させていただきます。会長及び副会長の選出について、委員の皆様のご意見をお伺いいたします。

各委員： 議長一任

事務局：ただいま、議長に一任するというご意見をいただきましたので、私の方から推薦させていただきます。会長には、小寺委員を推薦いたします。理由といたしましては、小寺委員は、種智院大学の教授として、障がい者施策についての豊富な経験・実績等から適任であると存じます。

また、副会長には、中井委員を推薦いたします。理由といたしましては、長年、門真市身体障害者福祉会会長を務めてこられたほか、門真市障害程度区分等認定審査会の前委員であり、障がい者施策に精通されておりますので、適任かと存じますが、ご賛同いただけますでしょうか。

各委員： 異議なし

事務局：それでは、ただいま「異議なし」とのご発言をいただきましたので、会長には、小寺委員を、副会長には、中井委員を選任させていただきます。

それでは、皆さん拍手でご確認ください。では、ただいまより、小寺委員が会長に、中井委員が副会長に就任されます。どうぞよろしく願いいたします。

会長が決まりましたのでこれより議長を交代いたします。ご協力ありがとうございます。

それでは、会長に議事進行をお願いいたします。

会長：改めまして、会長に就任となりました小寺でございます。どうぞよろしく願いいたします。

昨年度に障がい福祉計画・障がい者計画が策定されました。また、来年4月から障害者差別解法が施行されます。

また、基幹相談支援センターが新たに発足いたしまして、ますます門真市の障がい者を取り巻くネットワークが充実してきていると思います。また、後ほど議論になると思いますが、協議会のあり方が当初からあまり変わっていないということで、改革していくため、後ほど議題にして議論を頂くとと思いますがよろしく願いいたします。それでは、議事を続けます。

議題2、平成26年度相談支援事業実績報告について、市が委託しております、門真

市障がい者基幹相談支援センター えーる、門真市障害者相談支援センタージェイ・エス、門真市障がい者相談支援事業所 あん、よりそれぞれ報告をお願いいたします。

えーる： ただいま、ご紹介に預かりました門真市障がい者基幹相談支援センター えーる の西川と申します。隣が、松舟です。現在、2名で事業を展開しております。

資料番号1とパンフレットになります。えーるは、平成27年3月2日に開所した新しい相談支援事業所です。

基幹相談支援センターは、国の枠組みでは、総合相談・専門相談・虐待防止センター機能・権利擁護・相談支援体制の強化・地域移行・地域定着の業務を担うものとなっております。門真市の基幹相談支援センター機能としては、その内5つの業務を重点に実施しております。

総合相談としては、これまで委託相談支援事業所は「ジェイエス」と「あん」の2箇所あります。それらの相談と違った相談を受けるということで、専門性の高いケース、世帯全体の支援が必要なケース、転入転出など広域での対応が必要なケース、触法行為ケースなど、困難ケースや幅広い連携を必要とするケースを担うことになり、2名体制ですので、継続して相談支援を行うのではなく、一時的に集中支援を行い、適切な機関につなげる総合相談を担います。

障がい者虐待に関する防止の取組や虐待防止センターとして、門真市と連携しまして、365日24時間相談を受け付け、対応できる体制を実施しております。

地域福祉関係のネットワーク作りですが、世帯全体の支援が必要なケースが多い地域ですので、地域福祉関係全体を巻き込んだネットワークの強化が必要なため、重点課題で取り組んでいます。

権利擁護では、成年後見制度の普及に伴う啓発活動を行っていきます。

地域移行地域定着では、障がいのある方が、病院や施設から退院退所して地域で生活をするサポートを行うものですが、身体・知的・精神すべての障がいを対象としたものですが、多くの問題を抱えているのは、精神障がい者の退院支援であるため、これまで実施してきた「あん」とコンサルティング契約によりアドバイザーとして協力を得て実施しております。

えーるの業務はこの5つを重点に実施しております。

今回は、平成26年度の3月2日から3月31日までの1箇月間の実施状況について報告します。常勤職員1名、非常勤職員1名で実施し、1箇月間の相談では19名が相談に来られています。

広報に2回掲載して周知したのと、門真市施政方針基本目標と共に広報に1回、計3回の広報掲載による周知を実施しています。

その中で、19名が相談に来られ、51回の相談を受けており、大きな傾向としては、精神障がい・発達障がい・高次脳機能障がいの方、いわゆる精神障がい者保健福祉手帳の対象の方が19人のうち11人を占め、相談に来られました。

軽度の障がいの方が多く、地域生活のなかで、なかなか周りから理解してもらえないなど、生活面で悩みを抱えた方が来られました。

相談内容は障がい基礎年金申請、制度や医療助成の相談、人間関係トラブル、就労（不当解雇、就職活動）、長期入院からの退院など福祉サービスの利用相談ではない内容が非常に多かったです。

サービス利用に関する相談が少なかったことで、サービス等利用計画を作成する指定特定相談支援事業所との連携より委託相談支援事業所あんやジェイ・エスとの連携による支援を実施し、これは当センターが開所したことで、これまでの相談体制では相談に挙がってこなかった対象者の掘り起こしが出来ていると考えられます。

今後も継続して、隙間の部分をフォロー出来ればよいと考えています。

総合相談以外では、虐待の対応があるが、当センターへの虐待の通報では、1箇月間で2件入っており、障がいのある母からの小学生の子への身体的虐待・心理的虐待の通報と、別居している父から知的障がいのある成人女性への身体的虐待の通報がありました。

虐待通報としてカウントしていない相談の中では、障がい児から祖母への高齢者虐待や、ヘルパーによる視覚障がい者への金銭の窃盗の疑いの相談がありました。

これらにつきましては、警察介入や高齢の機関等との連携により対応しています。障がい福祉サービス・障がい児通所支援を利用する全ての方が作成対象となっているサービス等利用計画については、全国的にもサービス等利用計画を全件作成することが大きな課題となっており、門真市でも大きな課題となっております。

門真市では課題を解消するために、当センターが事務局となり門真市障がい者相談支援連絡会を新たに立ち上げ、障がい福祉課をはじめ、2箇所の委託相談・4箇所の指定特定相談の8機関で実施している連絡会の中で、門真市の各相談支援事業所の連携の充実とサービス等利用計画作成に関する体制作りの調整を実施し、中身の充実を図りました。

連絡会の中で、相談支援事業所の連携が密になっており、また、困難ケースの情報の共有や対応についての情報交換が実施出来、今後も連携を充実させていきたいと考えています。

ジェイ・エス： 資料2番になります。

門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エスからの報告になります。

門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エスの中村と申します。よろしくお願いいたします。

門真市障がい者相談支援センター ジェイ・エスの平成26年度の実施状況ですけれども、まず職員数が、正規職員が3名、非常勤が3名となっております。

相談支援専門員が2名となっておりますが、現在、7月の時点では、正規職員4名、非常勤が2名、相談支援専門員が3名となっております。

この10月にはもう2名追加ということで、全員で5名の相談支援専門員を抱えてさせていただきます予定です。

相談の内訳ですが、今回、男女別実人数の合計人数307名を見ていただきたいのですが、307名が1年間で支援させていただいた人数になります。

その細かな内訳が上の年齢別実人数となっております。

25年度306名に対して、26年度が307名と、昨年度と比べて大きな変化はありません。

相談支援方法につきましても、今年度5,416件と、昨年度の5,331件に比べてそれほど大きな差はないと思っています。

その中でも数字で少し差があると感じたのは、ケア会議と関係機関でして、ケア会議は、25年度が168件に対して、26年度が189件と少し増えております。

関係機関との連携でも25年度は1,824件のところが、26年度は2,346件と増えておりまして、関係機関との連携が非常に増えた26年度だったかと思えます。

その下の支援内容につきまして、大きな数字の変化はなかったと思いますが、一番大きかったところは、生活技術に関する支援になっておりまして、25年度は603件だったのに対して、26年度は964件と生活技術に関する支援が多くなっております。

続きまして、2ページ目になります。

相談経由ということで、こちらのほうは、ほとんど25年度と変わらずで、一番多いのが行政になります。

会議は、表にあります会議に参加しております。

続きまして3ページ目になりますけれども、グループ支援ということで、ピアカウンセリング、ボーリング大会、絵画サークルなどの事業を行っております。

こちらの方は25年度から引き続いて行っております。

続きまして、大阪府障がい児等療育支援事業につきましては、大阪府の事業になりますが、障がい児に対しての支援になります。

具体的には、障がい児・ご家族ご本人に対しての直接的な支援ではなくて、支援し

ている機関への支援となります。

実施対象者数 29 箇所は、学校・事業所などへの支援を行っていきまして、それを通して児童への支援を行っています。

26 年度の総括ですが、全体として、相談内容についてもそれほど大きな違いはなかったと思います。

ですが、平成 26 年度で大きく違ったと言えるのが、サービス等利用計画の作成についてになります。

サービス等利用計画作成につままして、携わる中でたくさんの方との関わりを新しく多く持つようになりました。

これまでは、相談があるケースや行政からの相談で繋がるといったケースが多くありましたが、サービス等利用計画作成に伴いまして、ダイレクトに障がい者の方と関わる機会が増え、サービス利用計画の作成を通して、話を聞くなかで、委託の相談につながるケースが多かったと思います。

これまで通り、福祉サービスを使っていたけれども、親亡き後の本人の生活が心配ですと言う保護者の方の声が多かったと思います。

そういう意味では、ケースの掘り起こしがサービス利用計画を作成することで、行われているのではないかと感じています。

さらに、実際に利用者さんからダイレクトに地域の課題について聞く機会になっているのではないかと感じています。

続きまして、4 ページ目になります。

障がい種別にみた相談傾向についてですが、まず、知的障がい者男性の平成 26 年度の相談傾向についてですが、就労支援に向けたお手伝いをするが多かった年だと思えます。

就職へのサポートというよりは、就労する方が継続して働き続けられるための支援をした形が多かったと思います。

働くための基盤となる生活への支援という支援を多くさせていただきました。

また、触法行為を行った方への支援も数件あり、砂川厚生福祉センターと連携する機会が多くあったと思います。

続きまして、知的障がい者の女性については、男性とは反対に就労支援というよりは、生活困窮・出産子育てについての相談が非常に多くありました。

保護課や健康増進課や様々な機関と連携しながらの支援が多かったことと、生活や人間関係への不安に対して傾聴が中心となる支援も非常に多くありました。

特徴的なところでは、メールでの相談が少しずつ増えてきていると思います。

利用者さんの相談するツールが面談のみではなくて、メールという方法が増えてきているような印象を持っています。

こちらの方は顔が見えない分、慎重に行わなければいけないと思っています。

続きまして、身体障がい者の相談傾向ですが、平成 26 年度は入退院に伴う支援が非常に多かった年だと思えます。

病院であったり、訪問看護、訪問リハ、介護保険サービスを利用されている方に関してはケアマネージャーとの連携が非常に多い年でした。

当センターのジェイ・エスとしては、その関わりの中で軸となる司令塔としての役割で関わらせていただいていたと思います。

さらに身体障がい者の方から良く聞く言葉では、在宅生活が中心になっておられて、「日中活動に行く場所・機会がありません。」という言葉です。

医療的ケアが必要なこともあり、なかなか外に行くこと自体が困難な状況ということで、そのような相談をよくいただいております。

児童については昨年度に比べて相談件数が少し減っています。

こちらの方は、平成 26 年度に立ち上がりました、門真市立こども発達支援センターにより、相談支援拠点となるところが出来たという影響が大きいと思います。

当センターとしては、情報提供での相談が多くなっていると思います。

また、児童への関わりについては、門真市立こども発達支援センターや学校など様々な機関との関わりが不可欠な相談であると思っています。

続きまして、4 ページの下の方、障がい者虐待についてですが、当センターから通報させていただいた件数は 1 件となっております。

こちらのケースはご家族からの身体的虐待によるものでした。

それ以外にも平成 25 年度から引き続けている 5 件の虐待ケースについても委託相談支援事業所として継続して関わりを持っております。

虐待についてですけれども、身体的虐待やネグレクトはよく聞くんですけれども、特に性的虐待・心理的虐待・経済的虐待という通報はあまり寄せられることがないので、見えにくい虐待であると思われれます。

続きまして、5 ページ目になります。

サービス等利用計画の作成件数についてですが、平成 26 年度は、サービス等利用計画作成は 142 件、モニタリングは 124 件となっております。

続きまして、平成 26 年度の相談傾向から見えてくる課題についてですが、短期入所・グループホーム・入所施設等の事業所がまだまだ不足しているというところです。

こちらの方は、平成 25 年度の課題でもあったと思いますが、まだまだ不足していると感じている現状です。

そんな中でも平成 26 年度に生活介護事業所や放課後等デイサービス事業所が新しく立ち上がるなどもあります。

続きまして、独居生活で身寄りがない障がい者への支援というところで、福祉サービスが入っている中で、安定しておられたら大丈夫かと思いますが、入退院が伴うようなことがあった時に、家族のように関わってくれる人がいないため、委託の相談支援事業所が動いている状況であるので、何かほかに社会資源があればと思っております。

発達障がい者・軽度知的障がい者への支援、介護保険移行後の障がい者の障がい特性に対応した、より専門性のある支援を実施できる通所施設が少ないというところです。

介護保険にバトンタッチした後に、障がい特性に合わせた支援が非常に難しいということで、高齢分野の方と連携しているといった状況です。

サービス等利用計画作成に伴う、相談支援専門員が少ないところも課題と思っております。

総括ですが、計画相談が入ることで、委託の相談に結びつくといったことがあったりすることと、これまで委託の相談が入っていた方にも計画相談が入ることがあり、結果的に支援する人の数は変わっていないけれども、内容は非常に変わってきていると感じています。

今年度も相談支援専門員数を増やして、サービス等利用計画作成であったり、委託相談支援の相談業務に努めてまいりたいと考えております。

ありがとうございます。

あ ん： 続きまして、門真市障がい者相談支援事業所あんの実施状況を報告させていただきます。

相談支援事業所あんの高田と申します。

よろしくお願ひいたします。

資料番号3番になります。

昨年度の実施状況ですが、職員数3名、内相談支援専門員2名で行ってまいりました。

相談の内訳は、表のとおりであります。年齢別実人数173名、主に半分以上は40歳以上の方でした。

男女別では男性、女性、ほぼ半数となっております。

支援方法・支援内容別延べ人数は、支援方法が電話相談あるいは関係機関との連携と訪問という形が多くなっております。

支援内容としましては、福祉サービスの利用等に関する支援が最も多く、次に障がいや病状の理解に関する支援となっております。

相談の経由ですけれども、表のとおり、行政が最も多く、精神障がいの支援を当センターは主に行っておりますので、医療機関からの紹介や、ご本人が自分で調べて相談に来られることがあります。

指定特定相談支援事業に関する業務及び委託業務につきましては、委託一般相談以外に、計画相談もさせていただいております。昨年度計画が104件関わったということです。

支援区分認定調査は26件、昨年度2月に終わりましたが、南部市民センターの障がい者相談窓口を、木曜日と金曜日を担当しておりましたが、その時の相談件数が128件という実績でございました。

また、地域移行・地域定着支援に関しまして、大阪府より委託を受けておりました、「地域相談支援マネージャー事業」を受託してやっておりました。

本協議会の下部組織である、地域移行専門部会、その中の守口・門真地域移行ワーキングの運営に携わりまして、障がい福祉課あるいは、保護課、高齢福祉課、社会福祉協議会、地域包括支援センター等の参加機関と地域移行についての課題・問題の共有を行いました。

地域移行ワーキングにおいては退院促進支援に関する実務者同士の話し合いを行って今後の方向性について具体的に話し合ったという状況です。

地域移行の個別給付ではありませんが、身内の方への支援、継続的な関わりがあった方が7名ありました。

病院への訪問、ケース会議への参加等を行って、個別給付につながる前の個別的な関わりをこの事業の中で行ってきました。

また、会議や打ち合わせ等への出席ということで、門真市内の障がい者関係会議、あるいは守口・寝屋川等北河内圏域での会議等にも参加しております。

昨年度相談支援事業をやってまいりまして、全体の相談から見えてきました傾向と課題についての説明に入りたいと思います。

トピックスあるいは事例を通して報告させていただきたいと思いますが、5つ特徴的なことを挙げさせていただいております。

1つがまず、介護保険へつなぐケースです。

障がい者の方、主に精神障がいですけれども、関わらせていただいている、かなり年齢が高くなっている方が多く、計画相談あるいは委託の相談から関わっている方を含めまして多くなってまいりました。

障がい福祉サービスから介護保険でのサービスに65歳を機に変わりますので、その移行をお手伝いする方が増えてきている。

介護保険の審査の基準では障がい支援区分とは違い、要介護度が出にくいという状況があります。

同じような精神的な状況や器質的な疾病に関するものあるいは症状が、認知症に関

するものかどうかということが介護保険の調査をする方は見られるので、同じような精神症状がありましても認知症の問題であるかどうかというところで、なかなか反映されにくいというものがあります。

その結果、要介護度が出にくいということで、必要なサービスが難しくなったり、あるいはニーズとサービスのギャップが大きく、なかなかサービスの量が65歳介護保険への移行にどのようにカバーしていくのか、ということを考えなければいけないケースがあります。

その点、障がいの相談支援事業所と高齢福祉課、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所との連携をして、対象となる障がい者の方へ必要なサービスがあまり大きなギャップがなく提供される体制を作っていく連携が必要であると考えております。

2つ目に発達障がいの方への対応を挙げております。

発達障がいは精神保健福祉手帳の対象になっており、精神障がいの方の支援をしているということで相談があります。

ただ、門真市に限らず発達障がい者支援について対応できる社会資源、あるいは障がいへの理解などが十分ではないということがあります。

その支援はどのようにやっているかと言いますと、難しい面があります。一口に発達障がいと言いましても、それぞれの特徴には、知的障がいがベースにある方やパーソナリティ、人格の障がいと診断を受けている方など、多様性があります。

発達障がいの方への対応のスキルというのがまだ十分ではないという点もありますが、今回出来た基幹相談支援センターをはじめ、行政の機関の方々々と支援を検討しながら地域全体で発達障がいの方への対応、社会資源の開発、対応のスキルアップを検討する必要があると考えています。

子どものことでは、門真市立子ども発達支援センターが支援を開始しているが、18歳以上の方の発達障がいの方は多いので、今後もますます求められる部分だと思えます。

3つ目に退院後の地域生活を安定させるための支援ということで、先ほど大阪府から事業委託を受けて実施していると報告いたしました。地域移行・地域定着支援が個別給付化されています。先ほど申し上げた大阪府の事業も昨年度で終了しておりますので、継続して実施する状況ではありません。

ですが、個別給付化された地域移行支援・地域定着支援というのは、全国的にも大阪府内でも十分広がっている訳ではなく、ケースが少ないという状況があります。掘り起こしの問題というのがありますが、現在関わっている方では、病院から退院支援の相談があったケースが多くあります。退院に向けての地域相談支援から退院後のサービスを調整する計画相談支援につながっていくというのが多いケースになります。

ある程度病院での退院の目途が立っているというので、個別給付である地域移行支援につながっていないように感じます。ただ、ヘルパー・訪問看護などのサービス調整をして、地域生活を支える体制を一緒に作るわけですけれども、サービスを入れるだけではなく、1年を超えるような長期の入院の方の支援でもありますので、そういった方には、地域生活の中で、相談しやすい場所を作っていくことが大事だと感じております。

4つ目に子どもがいる障がい者の方への支援ということで、精神障がいの方、主にうつの方が多いですけれども、障がいのために家庭での役割を全うすることが困難になり、その影響が子どもの生活、教育への影響が懸念される場合があります。

具体的に言いますと、保育園への通園ができない、食事が十分摂れていないのではないか、家の掃除・洗濯等の家事が不十分で衛生的に問題があるのではないか、ということがあります。精神障がいである母親の問題、また子どもの問題で、それぞれの担当機関から相談が入ることがあります。中には、中学生の子どもも共々ひきこもりになっている、不登校になっている、十分学校につながっていないということがあります。そういう場合には、十分食事が摂れていない、教育へのアプローチができていないということがあり、行政・子ども担当課からはアプローチをしているが、母親と話ができないというので、障がい分野の相談支援事業所が入り、少しずつ関係から作っているということがあります。こういう方々には、児童福祉関係の行政や、教育関係との連携体制の構築が今後課題であると感じています。

最後に治療中断、受診拒否の方への対応ですが、精神障がいをお持ちで、地域の方

から迷惑行為、たとえば焚火をするですとか、道路にいろんな物をおいて困るなどの苦情が行政機関あるいは社会福祉協議会へ入り、そこから相談につながるがあります。

治療中断の状態である方というのは、医療の拒否や福祉機関の関わりの拒否が多く、家族も拒否的であるということが少なくありません。

そういう方々に、保健所・保護課等関係している方々とも協力して、入院をしないといけない状態や自傷他害の場合などに対応できる準備・連絡体制を取っていますが、できる対応に限界があり、困難さを感じています。5つの代表的な事例から報告させていただきました。報告は以上です。

会長： はい、ありがとうございました。

ただいま、相談支援事業所からの報告についてご質問、ご意見等はございませんか。

E委員： ジェイ・エスの報告から質問させていただきたいのですが、相談の実人数は307人ですね。支援内容別延べ人数は5,416人ですね、ということは、1件当たりの平均して相談回数はどのくらいになりますか？

ジェイ・エス： 1回で支援が終わる方もいれば、年間を通じて継続する方がいますので、平均と言いますと単純に割っていただくこととなりますが、ケースによってまちまちです。

下の支援内容も1回の相談の中で、3～4個ある方もあれば、1個だけという方もありますので、ケースによって様々になっています。

E委員： ありがとうございます。すごい数をこなしていらっしゃいますので本当にびっくりいたしました。2番目の質問ですが、ジェイ・エスとあんの違いを見ていましたら、あんは発達障がいの方の相談が多いようですが、ジェイ・エスは発達障がいの方はいらっしゃらないですか？

ジェイ・エス： 発達障がいの方は、実人数の方に2名載せていますが、こちらは知的障がいの方が発達障がいと医者から診断を受けている方を載せていますので、実際、発達障がいの方は他にもおられるかもわかりません。自ら発達障がいですと言われる方はこの人数になっています。

E委員： 最後に、あんへの質問ですが、3ページの2番目、発達障がいの方への支援についてですが、3行目に発達障がい者の支援となる社会資源が不足していますとあります、さらに3行ほど下に基幹相談支援センターなどの関係機関、この関係機関は指定相談支援事業所のことですか？

あん： 事業所に限らず、医療機関・行政機関含めて関係機関とさせていただいています。

E委員： 私の勉強不足かも知れませんが、基幹相談支援センターはあんが言っている社会資源に対応できないのではないかと思います。

えーる： あんの報告の中で基幹相談支援センターが入っていますが、個別のケースとして基幹相談支援センターがどこまで追いかけるのか？ということだと思いますが、発達障がいの支援が緊急的に必要な場合は介入できますが、継続的に支援を実施することは委託の相談支援事業所と指定特定相談支援事業所に相談業務を引き継いでいきたいと考えています。基幹相談支援センターは複数の業務を実施するという、職員数がそこまで

充実していないということもありますので、虐待ケースやネットワークを重視していきたいと考えています。

会 長： 他、ございませんでしょうか？

L委員： 今回の報告の中で、サービス等利用計画が障がいのある方の生活の中で、大変重要な計画ということで、一生懸命数を挙げてくださっているのは実感しています。だけど、中身がありません。私の当事者団体としても、ようやく事業を始めましたので、どんな風に計画を立てるのか、自分の子どもの分に関しましては、事前に勉強をしておいて、きちっと伝えた上でわが子の将来を見通した計画を立てていただいています。事業所利用の児童に関しては、お母さん方がなかなか計画の意味がわからない、理解されていないんです。

放課後等デイサービスや児童発達支援事業を使うためにこの計画が必要だと説明を受けて、その聞き取りには、充分1時間半とかかけてもらっているようですが、残念ながら、私の事業所には、門真の事業所から、サービス調整会議に出席してくださいという依頼が1件もありませんでした。

計画が出てくると、私どもの個別支援計画の方が内容が充実していて、サービス等利用計画の方が、集団になじむ、みんなと遊ぶとか、その程度の計画だったら整合性がないので、私どもの個別支援計画を書き直しましょうか？というやりとりをする羽目になっています。

他市の利用の方もありますので、他市の方からは計画を作るので来てくださいと呼ばれたりとか、時間がなくて調整がつかない場合は、利用者の課題であったり、他の事業所のやられていることで知りたいことは何ですか？というように書面で聞き取りをしっかりとくださるので、他市の相談支援の計画の充実しているところと、門真の弱さが見比べられてしまいました。

そこで、国が100%を目指すというのは当然のことと思いますが、私たち当事者は中身の無いものが整っていても、暮らしが良くなったとは実感できないんです。

数を挙げるのに専念するのではなく、中身のあるサービスを提供していただきたいと思いますので、基幹で話し合われるということですので、その基幹できっちりどういう部分に計画を立てていくのか、当事者にとっては本当に一生に関わる大切な計画だと思っていますので、充実していないということもみなさんしっかりわかっていただいて、数値でごまかされないように、行政も指導してほしいですし、基幹、ジェイ・エス、相談支援事業所としてもしっかり関わってほしいと思います。

指定特定相談支援事業所も増えてサービス等利用計画の数は挙がっているんです。けども暮らしにとって重要な部分を担っていくということで、親身になって実施してほしいと思います。

会 長： 他、ございませんでしょうか？

私の方から1点だけ聞かせていただきたいんですけども、基幹からの報告ですが、2ページの下の方に基幹相談支援センターが事務局になって、障がい者相談支援連絡会を立ち上げられましたよね、ここではL委員が言われていたサービス等利用計画が議題になっていくと、ここには児童の計画の事業所も入っているんでしょうか？

えーる： はい、入っております。

会 長： ということは、4箇所ですか？ここではサービス等利用計画以外にも何かやりたいと考

えているテーマはあるんですか？

えーる： まだ立ち上がったばかりですので、深く追求はできていませんが、当面サービス等利用計画の体制ですとか、相談支援専門員のスキルの向上を目指した勉強会ですとか、サービス等利用計画を中心とした議題を検討しています。

実際、L委員が言われていたように、1人の相談支援専門員が多くの計画をかかえている状況があります。門真では1名の相談支援専門員が約100件を持っている場合もあります。1人で100件を持っていると、中身が伴った計画を作っていくのが難しい状況があります。

しかし、国の制度的には介護保険のように39名の上限設定がないがゆえに、ケースを多く持たないと、相談支援専門員を継続して雇って人材確保をしていくことが難しいことから、100名以上を担当しないといけない状況の中、各事業所が試行錯誤している状況です。

そういう部分を改善できないのか？事務量の負担を軽減できないのか？やはり計画作成にあたって一番大切なことは、当事者とどのくらい話が出来て計画に落とししていけるのかということなので、そのために事務量の軽減ができるのか？等が会議で挙がっています。

会 長： これ、行政も入っているんですか？

えーる： はい、障がい福祉課も入っています。

会 長： その他にございませんか？

K委員： この報告を聞かせていただく限り、それぞれのセンターで相談を受けていただいている方は、深刻な課題がたくさんあるんだと感じています。

その一方で、対応できる課題と、それだけでなく虐待に見られることにおいては、学校でもいじめとして片づけている問題が、いじめではなくて暴力あるいは事件ではないかというようなことが取りざたされています。この中でも障がい者の虐待の実態がつかめない。関係者からのいじめじゃなくて事件だという事態もあるんじゃないかと想定するわけです。その場合の警察との連携はあるのかどうかということと、障がい児や相談支援事業所だけで解決できない課題が方向の中で見えてくると思うんですけれども、通所施設が少ないという課題と、親がいなくなった後の生活の問題は、一番深刻な保護者の問題と思っています。これらの課題に対して、行政とどのような話し合いをして積極的に取り組もうという姿勢が見えているかどうかということをお尋ねしたいと思います。

えーる： 親亡き後の事はジェイ・エスからも報告させていただいていると思うんですけれども、えーるからも報告させていただきます。

親亡き後の支援は、知的障がいのある方の親御さんは特によく口にされます。1秒でも構わないからこの子より長生きしたいという言葉はその気持ちの表れだと思います。地域において親亡き後の支援は大きな課題になっています。親が抱え込むのではなく、親が元気なうちから障がい福祉サービスの短期入所やグループホームの利用を促すのが重要になると思います。相談支援連絡会の話でもサービスを幼少のころから自由に使えることが重要であり、定期的にサービスを使えることが親亡き後の生活をささえることになり、これによってスムーズにグループホームや施設に移行することが出来ること、

それまでに本人のスキルを挙げておくことが必要だと感じています。サービス等利用計画が作成されていくことは、親なき後の支援が有効になると思います。今、相談支援専門員が疲弊しています。相談支援専門員が充実して動ける体制を制度で作っていくのが、親なき後の支援に直結していくことだと感じています。

ジェイ・エス： 付け加えですが、行政と相談支援専門員との間では、情報の共有が必要と感じている。新しい情報があった場合に、たとえばグループホームなどが新設された等の情報を共有して、必要としている方に伝えることが大切だと感じています。虐待の警察の介入はこれまでなかったが、虐待もいろいろな形で起こるとすれば、今後は警察の介入も十分起こりうると思えます。今関わっている虐待に関しては、家庭全体で支援していかななくてはならないようになっていて、虐待者側との関係性の中で個別に支援していかななくてはならない状況になっています。

事務局： 虐待の件につきましては、警察に障がい福祉課からご相談するというよりは、警察から随時、トラブル等から通報を受け動かれた状況の報告を受けていることが多くなっている状況です。虐待とはみなされないが、夫婦相互での攻撃しあうようなトラブルも含めて、身体的・精神的なものを含めた報告を受けていて、定期的に確認をして見守っている状況です。基幹相談が1件、警察に関わるような件で報告を受けており、対応をしております。

K委員： 虐待についてお尋ねしたのは、新聞にたまには障がい者に性的虐待をする事件が載っています。ここで気になるのは別れているお父さんが成人女性に虐待している報告がありましたので、新聞等に出ているように身内や介護士など関係者が障がいのある女性に対して性的虐待をするような事件が起こっていますので、門真でも同じように起こっていないか気になりまして、質問させていただきました。門真ではそのようなことが絶対起こらないよう願っています。

えーる： 平成26年度の報告でしたので、先程の報告に入れていませんでしたが、養護者からの虐待以外に施設従事者からの虐待が大きな問題になっていると思います。6月にありました下関市での虐待もそうであったと思いますけれども、門真市でも施設従事者からの虐待を防止していかないといけない。それを周知していくのは基幹相談支援センターの業務と認識していますので、虐待防止研修を27年度に2回、実施また予定をしております。その内50人～60人の大規模な出席が見込まれる施設従事者に対する研修が9月に実施予定です。門真市でも未然に防ぐために現在取り組んでいる状況です。

会 長： そうでしたら、次の議題に入ってよろしいでしょうか？

議題3、障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組について事務局の説明をお願いします。

事務局： 橋でございます。

私の方から、議題3、障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組についてご報告させていただきます。

失礼して座らせていただきます。

資料4をご覧ください。

障害者優先調達推進法につきましては、障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の機関が障害者就労施設等の提供する物品・サービスを優先的に購入（調達）することを目的

として、平成25年4月1日に施行されました。

平成26年度の調達実績につきましては、庁内3課から物品の発注を障がい者就労施設へ行いました。

詳細につきましては、別紙、平成26年度調達額実績表をご覧ください。

地域活動課で啓発用マスク、危機管理課でアルファ化米、缶入りパン、障がい福祉課でポケットティッシュ、庁内全体でゴミ袋、輪ゴムの発注を行いました。

実績額の合計は、平成26年度の物品当初目標額500,000円に対して1,523,152円となっております。

なお、役務については、ありませんでした。

また、庁内以外に門真市社会福祉協議会が昨年度、設立50周年にあたりまして、障がい者就労施設が作成しているマグネット、コースター、タオルといった物品を1つの袋に詰めて1袋400円で400袋、金額にして160,000円の参加記念品の発注と同じく設立50周年記念大会の案内状の作成、印刷を400枚で金額にして71,980円を実施したと聞いております。

なお、障害者優先調達推進法第6条において障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を作成することが義務づけられておりますことから、平成27年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を平成27年4月23日に策定しました。

詳細につきましては、別紙、平成27年度門真市障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針についてをご覧ください。

27年度の調達目標につきましては、平成27年度の方針において、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努め、調達実績額が前年度実績を上回るよう、着実に取り組むものと定めておりますことから、物品は1,600,000円、役務は100,000円と設定いたしました。

なお、平成26年度の実績及び平成27年度の方針につきましては、平成27年4月28日より市HPにて公表を行っております。

今年度の物品につきましては、現時点で地域活動課のカイロ、お弁当、危機管理課でアルファ化米、缶入りパン、公共下水道課でティッシュまたはゴミ袋、全庁的に発注している輪ゴム及びゴミ袋の発注が予定されております。

今後も、平成27年度の調達目標の達成に向けて、障がい者就労施設等と一層連携を密にしなが、全庁的に取り組んでいきます。

障害者優先調達推進法の施行に係る市の取組については、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの事務局からのご説明について、委員の皆さんからご質問、ご意見等ございませんか。

C委員： 昨年度、市から報告があったように本協議会でも、記念大会の時に優先調達の趣旨の基づいて記念品と案内状を頼みました。

市の方で作れたものに優先調達で作ったと分かるプリント、記載がありましたか、確認したいのですが、優先と分かる記載がありましたか。

事務局： E委員さんなかったですか。

逆に障がい福祉を考える会に聞きたいのですが。

E委員： なかったです。

社協さんは、入れさせていただきました。

C委員： 庁内の他の課にも入れてもらったらいと思います。

社協の招待状のところに障がい福祉を考える会で作成したと1文を入れた、記念品と封筒に中にも入れました。

行政なら数も多い、市民の方にも目にしてもらえる、物品の中に優先調達法の趣旨を入れたら市民の方に優先調達の趣旨について知ってもらえる、もう少し広く言えば、市内にたくさんの事業所があるのを知ってもらえる、行政で作成する物品の中に趣旨等を入れたらより広まると思います。

そういうことも検討してほしいです。

E委員： 優先調達でサービス事業所は、障がい者の自立のために有益に活用しています。

門真市で4件、災害用の物品とゴミ袋は、年間通じてあり、事業所の方も喜んでいきます。

しかし、1つ思うのが各部の優先調達に取り組む意識が障がい福祉課さんは一生懸命お願いしてくれているが、門真市としてまだまだ浸透していない、もう1つは自立のために、利益が欲しいが、予算のこともあると思いますが、思う程、利益が上げられていない、その点が残念です、

契約の方も一生懸命働きかけてくれていますが、今後の課題としてよろしく願います。

会 長： 他、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次の議題に入っていきたいと思います。

議題4、門真市第3期障がい福祉計画の進捗状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 保坂でございます。

それでは、私より、議題4、門真市第3期障がい福祉計画の進捗状況についてご報告させていただきます。

失礼して座らせていただきます。

資料5をご覧ください。

門真市第3期障がい福祉計画の平成26年度実績値が確定いたしましたので、月平均見込量と実績値に基づく、計画の進捗状況を報告させていただきます。

資料5の表では、数値に大きな変化があった項目を網掛けにしておりますが、その中から抜粋して報告させていただきます。

1ページをご覧下さい。

まず、表の見方ですが、左側の表が利用者数の推移、右側の表が利用時間数、または利用日数の推移になります。

また、各障がい種別ごとに、見込み量に対する実績値を挙げており、対見込率が100%を超えるものは、見込量よりも実績値のほうが上回っていることを示します。

まず、居宅介護でございますが、25年度と26年度を比較しまして、知的障がいのある人の利用者数が、88人から97人に増加しており、26年度の対見込み率は176.4%と高くなっております。

利用時間数につきましても、25年度と26年度を比較しまして、知的障がいのある人は787時間から884時間、精神障がいのある人も834時間から966時間に増加しており、知的障がいのある人の26年度の対見込み率は164.0%と高くなっております。

次に、その下の重度訪問介護でございますが、25年度と26年度を比較しまして、身体障がいのある人の利用者数が、8人から10人に増加しており、利用時間数につきましても、419時間から537時間に増加しております。

尚、重度訪問介護につきましては、昨年度より、知的障がい、精神障がいのある人へも対象が拡大されたところがございますが、表に記載の利用者数につきましては、知的障がい、精神障がいとの重複を含んだ数字となっており、知的障がいのみがある人、精神障がいのみがある人の利用はございませんでした。

次に、その下の同行援護でございますが、25年度と26年度を比較しまして、利用者数が、66人から72人に増加しており、利用時間数につきましても、1,124時間から1,183時間に増加しております。

続きまして、2ページをご覧ください。

行動援護でございますが、25年度と26年度を比較しまして、知的障がいのある人の利用者数が、8人から11人に増加しており、利用時間数につきましても、133時間から254時間に2倍近く増加しております。

次に、その下の生活介護でございますが、25年度と26年度を比較しまして、特に、知的障がいのある人の利用者数が、215人から222人に、利用日数が、3,756日から3,910日に目立って増加しており、26年度の利用者数の対見込み率は130.6%となっております。

続きまして、3ページをご覧ください。

短期入所でございますが、25年度と26年度を比較しまして、特に、知的障がいのある人の利用者数が、69人から77人と増加が目立つとともに、26年度の利用者数の対見込み率も285.2%と高くなっていることから、他市での短期入所利用が進んでいるものと考えられます。

続きまして、4ページをご覧ください。

自立訓練でございますが、26年度当初に、市内に精神障がいのある人を対象に、新たに、事業所が開設したことから、25年度と26年度を比較しまして、精神障がいのある人の利用者数が、2人から10人、利用日数が、40日から59日と増加しており、26年度の利用者数の対見込率も142.9%と高くなっております。

次にその下の就労移行支援でございますが、25年度と26年度を比較しまして、特に、精神障がいのある人の利用者数が25人から32人に、利用日数が、225日から339日と目立って増加しており、26年度の利用者数の対見込み率は228.6%、利用日数の対見込み率は164.6%と大きく伸びております。

続きまして、5ページをご覧ください。

就労継続支援A型でございますが、市内及び近隣市でサービス提供事業所が増加したことから、25年度と26年度を比較しまして、利用者数、利用日数共に、全ての障がいにおいて、大きく増加しております。

その中でも、特に、精神障がいのある人の利用者数が10人から23人に、利用日数が、102日から196日と大きく増加しており、26年度の利用者数の対見込み率は575.0%、利用日数の対見込み率は326.7%と大きく伸びております。

次にその下の就労継続支援B型でございますが、こちらも、25年度と26年度を比較しまして、利用者数、利用日数共に、全ての障がいにおいて、増加しております。

その中でも、特に、精神障がいのある人の利用者数が74人から87人に、利用日数が、689日から804日と大きく増加しており、26年度の利用者数の対見込み率は126.1%となっております。

続きまして、6ページをご覧ください。

施設入所支援でございますが、25年度と26年度を比較しまして、身体障がい及び知的

障がいのある人の利用者数は、入所施設からの退所による地域移行を推進していることから、共に、減少しておりますが、26年度の知的障がいのある人の利用者数の対見込み率は134.6%と依然、高い数値となっております。

次に、その下の共同生活援助でございますが、25年度と26年度を比較しまして、知的障がいのある人の利用者数が90人から114人に大きく増加しており、26年度の利用者数の対見込み率も129.6%と高くなっております。

続きまして、7ページをご覧ください。

計画相談支援でございますが、25年度と26年度を比較しまして、障がいのある児童を除き、全ての障がいにおいて、利用者数が増加しております。

その中でも、特に、知的障がいのある人の利用者数が50人から115人と大きく増加するとともに、26年度の対見込み率も143.8%となっております。障がいのある人全てに対して、サービス等利用計画の作成が義務付けられていることから、今後も、利用者数は増加することが予測されます。

続きまして、8ページをご覧ください。

地域移行支援でございますが、26年度の利用者数は精神障がいのある人1人のみで、対見込率は50.0%となっております。

次に、その下の地域定着支援でございますが、こちらも、26年度の利用者数は、精神障がいのある人1人のみで、対見込率は50.0%となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。

日常生活用具給付等事業でございますが、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具を除き、26年度の利用件数は、前年度を下回っております。

次に、その下の移動支援事業でございますが、25年度と26年度を比較しまして、特に、知的障がいのある人の利用者数が157人から168人に、利用時間数が、21,165時間から22,947時間と大きく増加しており、26年度の利用者数の対見込み率も、129.2%と高くなっております。

続きまして、10ページをご覧ください。

児童発達支援及び医療型児童発達支援でございますが、25年度と26年度を比較しまして、利用者数が、85人から97人に、利用日数が、683日から841日に増加しており、26年度の利用者数の対見込み率は107.8%と、ほぼ、見込通りの数値となっております。

次に、その下の放課後等デイサービスでございますが、市内及び近隣市でサービス提供事業所が増加したことから、25年度と26年度を比較しまして、利用者数が、75人から118人に、利用日数が、526日から912日と大きく増加しており、26年度の利用者数の対見込率も、251.1%と高くなっております。

次に、その下の保育所等訪問支援でございますが、26年度の利用者数は6人となっております。見込み量を下回りましたが、今後、利用者数は、大幅な増加が見込まれます。

最後に、障がい児相談支援でございますが、26年度の利用者数は1人のみとなっております。見込み量を大幅に下回りましたが、今後は、サービス等利用計画の作成のため、利用者数の大幅な増加が見込まれます。

門真市第3期障がい福祉計画の進捗状況についての報告は、以上でございます。

会 長： ありがとうございます。

ただいまのご報告に対して、ご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいでしょうか、ないようですので、続きまして、議題5、門真市障がい者地域協議会の構成及び役割と活動状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 池尻でございます。

それでは、私より、議題5、門真市障がい者地域協議会の構成及び役割と活動状況について報告いたします。

この報告につきましては、本協議会におきまして、門真市障がい者地域協議会を構成する専門部会の活動目的や活動状況がわかりにくい、また門真市の障がい者の地域の問題や課題等を出していく専門部会の再編について検討が必要ではないか？とのご意見をいただいていること、また本協議会でご検討いただき、今年3月に策定しました門真市第4期障がい福祉計画（計画期間は平成27～29年度としています）においても「本協議会を構成する専門部会等について、サービス利用者の意見を十分に反映できるよう、専門部会の構成員に当事者を加えるなど、専門部会の再編成を行う」としておりますので、本協議会で現在の実施状況をご説明し、ご意見等をいただければと考え報告するものです。

資料6-2をご覧ください。

門真市障がい者地域協議会のネットワーク図となっております。

門真市は平成18年10月から門真市障がい者地域自立支援協議会を設置し、障がい者施策に関する協議を行う会議として、年2回実施してまいりました。

また、現在は、門真市障がい者地域協議会として実施しており、その役割としましては、資料上部の枠内に記載しております、相談支援事業の運営評価、地域の関係機関のネットワークの構築、地域の社会資源の開発または改善、障がい福祉計画、障がい者計画の策定に関する助言・指導・進捗状況の把握・推進等となっております。

下部組織としては、構成図にありますように、サブ協議会を中心に9つの専門部会（順に地域移行専門部会・福祉専門部会・就労専門部会・相談専門部会・教育専門部会・障がい専門部会・民間専門部会・児童専門部会・精神保健専門部会）を設置しており、それぞれの専門部会で会議目的に沿った検討を重ね、専門部会から出された地域の問題や課題等をサブ協議会で集約し、本協議会に意見具申を行うとしております。

また、本協議会からもサブ協議会に対して情報発信を行うとしており、協議会と専門部会との関係は連動するものとなっております。

資料6-1をごらんください。

「門真市障がい者地域協議会の構成及び役割と活動状況について」、平成26年度の各会議や専門部会の実施状況を中心にまとめております。

上から、門真市障がい者地域協議会が本協議会の内容となっております。

昨年度は門真市障がい福祉計画及び障がい者計画策定のために、通常年2回のところ、4回会議を実施しております。

会議の主なテーマは、計画策定に関するもののほか、相談支援事業の運営評価や障がい福祉計画の進捗管理を行いました。

2番目のサブ協議会についてですが、各専門部会の代表が集まって会議を構成しております。

会議は通常年10回開催していますが、昨年度は9回でした。

会議目的としましては、各部会での問題・課題を抽出し、解決に向けた検討を進める、2、協議会へ問題提起をする、3、事例検討等により、情報や問題点の共有を図る、研修を実施するとともに、障がい者関係機関とのネットワークの構築をし、障がい者施策について学ぶ、としており、参画機関は、障がい福祉課・高齢福祉課などの市関係課のほか、相談支援事業所、社会福祉協議会、守口保健所、守口支援学校、障がい者支援機関等で構成されます。

26年度の会議テーマは、各専門部会から事例を提供し事例検討をするほか、部会の活動状況の報告、サービス等利用計画をはじめとする障がい者制度の研修と情報共有、門真市地域防災計画等の意見聴取などでした。

課題としましては、各専門部会から出される課題の解決に向けた整理や協議会への問題提起、地域に必要な社会資源の検討や実現に向けた取組です。

3番目の相談専門部会につきましては、会議回数は通年10回で、会議目的としましては、サブ協議会の議題や運営の検討のほか、各部会からの課題等の集約、相談支援体制の課題検討などです。

参画機関は障がい福祉課のほか、相談支援事業所、社会福祉協議会・基幹相談支援センターです。

課題としましては、基幹相談支援センターを中心とした各相談支援事業所との連携強化と、そのなかで抽出した地域課題をサブ協議会に諮る仕組みです。

4番目の地域移行の取組としましては、平成24年に地域移行専門部会準備会として立ち上げました、「門真市地域移行・地域定着支援会議」のほか、守口保健所圏域である門真市守口市が協力して実施する「守口・門真地域移行ワーキング」会議があり、会議目的としましては、身体及び知的がいの者の入所施設からの退所、長期入院している精神障がい者の退院の支援と、退所・退院後の地域での生活を支える仕組みです。

門真市のみで実施している地域移行専門部会の課題としましては、地域生活を支える仕組みとして、グループホーム事業者の会議参画を進め、生活する場所の確保等の対策のほか、関係機関の連携をさらに強化し地域生活を支えるネットワーク作り、また精神障がい者の退院をすすめる働きかけや仕組みの検討となっています。

5番目の就労専門部会につきましては、就労についてのイベント開催のための会議と、就労する障がい者の問題点を検討する会議の2つがあり、会議目的としましては、障がい者が働くことについて市民・事業者・障がい者本人に広く学習や理解をしてもらうためのイベントの企画及び開催等の検討、また就労をする障がい者に起こる課題や問題点の解決のための検討、門真市役所内での障がい者のための庁舎実習の実施です。

課題としましては、イベントへの参加は毎年多く、今後も継続して、働く障がい者の理解促進を進めていくこと、障がい者が働く意識を高められるような取り組み、門真市役所での庁舎実習の運営見直し等があります。

6番目の福祉専門部会につきましては、門真市地域包括ケア会議において、高齢者を対象とした地域における効果的な医療・保健・福祉の一体的提供の総合調整や情報交換の促進並びに協働体制の構築を目的に検討されるなかで、高齢障がい者におこる課題や課題についての検討もしています。

7番目の教育専門部会につきましては、守口支援学校が中心になり、障がい児に関する関係機関が、地域の支援教育推進のために門真市・守口市の学校・園と障がい児者を支援する関係機関の日常的なネットワークを構築する、また障害児者の支援教育充実のために、各機関の情報交換や実務担当者の研鑽を図ることを目的に実施しています。

今後の課題は、引き続き支援教育や障がい福祉施策の動向に応じた地域関係機関の連携強化と業務内容の情報交換を行うことです。

8番目の障がい専門部会につきましては、門真市内の障がい者通所事業所、地域活動支援センター等が、福祉サービス事業所間での福祉サービスなどに関する情報交換や研修、地域の福祉関係機関との連携会議、障害者優先調達推進法に関する取組、保健福祉センター1階ふれあいコーナーの運営会議を行っており、今後の課題としては、よりよい支援を提供できるよう、必要なスキルと、将来を見据えた展望を持てるような事業所運営ができるための交流を深めることとしています。

9番目の民間専門部会につきましては、社会福祉協議会が取りまとめをされている会議で、会議目的としましては、ボランティア活動の効率的・効果的かつ円滑な推進を図るため、ボランティアグループ相互の連絡・調整及び親睦をはかり、市民へボランティア活動の啓発を行うなど、ボランティア活動並びに社会福祉の向上に努めることとされ、

障がい者の地域生活の支援に必要な社会資源の一つとして、生活上の問題点を解決するために協力を得ています。

今年度から、民間専門部会は社会福祉協議会と各部会での連携の中で、ボランティアグループ連絡会の協力を継続して得られることとなったため、専門部会から外れますが、今後も協力を依頼していく予定です。

10 番目の児童専門部会につきましては、発達障がいを含めた障がいのある児童を取り巻く課題について、保健・福祉・教育の各機関が連携して取り組むことを目的に、平成23年度に設置しており、現在は、こども発達支援センター、健康増進課、保育園、守口保健所、守口支援学校、基幹相談支援センター等で構成しています。

障がい児や配慮の必要な児童に対する途切れのない支援の検討を実施するなかで、今後の課題としては、市内小学校に就学予定児の支援を必要とするこどもについての正確な把握をするほか、切れ目のない支援を実施するため、関係機関の連携をさらに深めていくことが挙がっています。

11 番目の精神保健専門会議につきましては、社会復帰を希望する精神障がいのある人のみで構成する門真クラブと、門真クラブをバックアップする医療機関・福祉サービス事業所など関係機関のスタッフの2部で構成され、精神障がいのある人同士では、仲間意識を高め、意欲的に活動すること、また、関係機関スタッフ同士では、精神障がい者が地域で暮らしやすくするための検討をすることを目的としています。

以上が、各専門部会の活動状況になりますが、資料6-2のネットワーク図にありますように、(仮称)障がい者差別解消専門部会を新たに設置することを予定しております。

平成28年4月の障害者差別解消法の施行に向けて、障がいを理由とする差別を受けることがないような取組を実施する予定です。

また、その専門部会の設置を受け、協議会の再編成の取組を進めてまいりたいと考えております。

以上が、現在の協議会及び各専門部会の活動内容と現状となっておりますが、各委員さんから部会の再編につきまして何かご意見がありましたらお願いしたいと考えております。

会 長： ありがとうございます。

ただいま、事務局からご説明いただきました、現在の門真市障がい者地域協議会のネットワークの全体像、各部会等のご説明いただきましたが、何かご意見ありますか。

L委員： 一生懸命部会が集まって取り組んでいるのは一定、理解しています。

国は協議会のスタート時、協議会で話して、地域ごとに何が必要であるのか、地域に担ったものを創設するということを言っており、国からおりてきている文書を私は読んで大変期待していました。

部会の集まりや活動を見たのは、今回が初めてで、当事者を横において机上で話している、部会がおお過ぎますね、協議会でないものを創設するためには、私達の暮らしに沿って例えば、権利、就労、暮らし、教育・育てる、高齢、障がい5部門ぐらいにすみ分けする、そこで不足や創設やら門真の地域で何が必要かを話し合いする必要があります。

既存の部会の集まりでは、課題はたくさんありますが、小さい課題しか話しできない、しっかり地域にないものを創設する、何が不足している、ではどうするのかそういうところまで踏み込んでいく部会編成が必要で、その部会で話したことが協議会で議題として挙がってくる体制を整えてほしいです。

いろいろな部門からきた専門性のある委員さんの意見・知恵を集約して、門真市でよりよいサービスや障がいのある人が住みよいまちにしてほしいです。
10年経ちますけど、私も子どもの暮らしも何も変わっていません。
関わっている委員の意見をいろいろ聞きたい、当事者としてこの先不安です。
障がいのあるひとのテーマが議論できているのか考えてほしいです。

会 長： 他、何かありますか。

E委員： 今までの協議会でサブ協議会から挙げられた課題に対して、協議会に挙げられ検討し、協議会の中で創設したり、変わった具体例はありますか。
それと、私も認識しているのは協議会は問題提起できない、サブ協議会が問題提起したことに対して論議を行うところであるということによろしいですね。

会 長： 具体的に何かありますか。

事務局： しょうがい安心マップは、サブ協議会でそれぞれのライフステージに起こる問題点を解決するためにの冊子について検討し、かなり時間をかけて作りました。
それ以外はないと思います。

会 長： 協議会は、要求団体でないから、要求はできない。
他市では、多く提言と言う形で市長に対して協議会から提言を行うということですが、提言に対してはきちっと返答はもらえないものですが。
市として障がいを中心に各課に問い合わせ、お伺いをし、フィードバックする、提言と言う形で導入した方がいいと思いますね。
各部会も部会で話してどうなるのかと思っているかもしれません、部会のモチベーションを高めるためにも必要と考えます。
L委員が言われたように部会が多過ぎる、整理が必要であり、この協議会で案を作るのは難しい、事務局で、たたき案を作っていたいただきたいですね。
たたき案の作成について、何か意見ありますか。
K委員はどうお思いですか。

K委員： 確かに、それぞれのサブ協議会ははじめ各グループが多い。
協議会の実施、下準備でこれだけのグループが必要であったと理解しているんですけども、グループの中身それぞれについてすべて把握していません。
各グループがそれぞれの目的沿ってやってきたことを各部会で発表する、それで何か課題があればこの協議会で挙げてこられると考えていた。

事務局： 先ほどの回答しました成果以外に庁舎実習もあります、部会でどこか実習をする先がないかという要望があって、実施になった経緯があります。
追加いたします。

会 長： こういう中で新たに仮称の障がい者差別解消部会も立ち上げたいということで、整理していない中で部会を作るのは混乱になるので、あわせてたたき案を作ってほしいですね。

L委員： 成年後見、市民後見は遅れています。

不安ばかり、権利のことをそれぞれの部会でばらばらで話しても、駄目ですね、まとまったところで話すことが必要、ないないって言っている時代ではない、即効性のあるものを作り、暮らしに還元してほしいです。

時間が無いなら、協議会の開催を増やす等考えてほしいです。

会 長： 事務局の検討をお願いします。

その他の、障害者差別解消法施行に係る取組について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局： 障害者差別解消法につきまして、リーフレットで説明いたします。

部会の話もありましたが、これも合わせて見直しますので、部会の話は別にしまして、この法律について説明いたします。

この法律は、平成28年に4月に施行されます。

障害者差別解消法は、障がいや理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めるということで、障がいをお持ちの方が暮らしやすくすることが目的とされています。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による障がいを理由とする差別を禁止すること、差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す基本方針を作成すること、行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的内容等を示す対応要領・対応指針を作成することになっています。

次に、障がいを理由とする差別につきましては、障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められています。

もし、こうした配慮を行わなければ、権利侵害とされる場合もあります。

なお、社会的障壁とは、通行、利用しにくい施設、整備など、利用しにくい制度など、障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など、障がいのある方への偏見などが挙げられています。

国の行政機関・地方公共団体等は、不当な差別的な取扱いが禁止され、障がい者に対して、合理的配慮を行わなければならないといった法的義務が生じます。

また、民間事業者は、不当な差別的取扱いが禁止されるのは、国の行政機関・地方公共団体等と同じですが、障がい者に対して、合理的配慮を行うように努めなければならないという努力義務となり、少し軽くなります。

障害者差別解消法のQ&Aでは、合理的配慮の具体的な例として、車いすの方が乗り物に乗る時に手助けをすることや窓口で障がいのある方等の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

また、この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象にしており、一般の方が個人的な関係で障がいのある方と接する場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしておりません。

また、この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障がいを理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針についてですが、行政機関ごとに作ることになりまして、対応要領・対応指針は、国・都道府県は定めることとなっておりますが、市町村は努力義務となっております。

次のページをお願いします。

相談や紛争解決の仕組みについてですが、すでに障がいのある方からの相談や紛争解決に関しては、すでに対応できる場所がありますので、この法律ではすでにある相談機関等の活用によって体制整備を図っていきます。

また、雇用における障がいのある方に対する差別については、障害者雇用促進法に定めるところにより対応をすることになっています。

差別解消の対応につきましては、協議会を設置することができるとなっておりますが、障がい福祉課単独では難しいと思いますので、市の関係機関や民間事業所等を含んだ協議会を検討する必要があると考えています。

また、取組はこれからですので、部会の考え方と合わせて報告したいと考えております。

会 長： ありがとうございます。

ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございませんか。

よろしいでしょうか。

次に、今後の会議の予定について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局： 部会の再編で会議を増やすかは検討出来ておりませんので、現時点では、第2回目の協議会は、来年2月中を予定しておりますので、12月から1月にかけて日程調整をさせていただき予定しております。どうぞよろしく願いたします。

会 長： はい、ありがとうございます。

ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

長時間ありがとうございました。

事務局： すみません、当日資料についてご説明します。

「(仮称)地域生活支援拠点施設北河内区域」のパンフレットですが、大阪府障害者福祉事業団が地域生活支援施設北河内区域ということで、守口市に来年4月に開所されるということです。

ここで実施するサービスとしましては、生活介護、放課後等デイサービス、共同生活援助、短期入所、相談支援となります。

説明会は、9月5日、6日となっております、2回実施される予定で、2枚目をご案内になっております。

事業団から協議会で周知してほしいと依頼がありました、委員さんも周知をお願いいたします。

よろしく願いたします。

会 長： よろしいでしょうか。

それでは、これで本日の協議会を終わらせていただきたいと思います。

長時間ありがとうございました。皆様、今後ともよろしく願いたします。

(閉 会)